

船橋市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度及び平成17年度から平成24年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成27年2月3日

船橋市監査委員	中	村	章
同	増	田	尚 功
同	浅	野	正 明
同	高	木	あきら

年度 管理 番号	頁	監査対象	項目	区分	報告書記載事項	措置状況
40	46	納税課	1-(2)-④ 一キ	監査結果	市税の滞納に対する延滞金について、年度末の総額を把握していない。	債権回収のため、延滞金の総額を把握する必要性は認められるものの、延滞金を計算するための費用や他の業務への影響を考慮して困難であると判断した。
61	77	医療センター	3-(2)-①	監査結果	財務規則に定めるもののうち、時効(5年)の場合にしか医療費の不納欠損処分が行われていない。	平成23年3月相続放棄による不納欠損処分を行っている。債権管理条例施行以降は、債権管理課と協議し時効以外の場合(自己破産や死亡後の相続放棄が明らかになった場合等)についても不納欠損処分を行っている。
62	77	医療センター	3-(2)-②	監査結果	年度末時点における保留レセプト及び返戻保留レセプトについての、未収計上が実施されていない。	検討した結果、未収計上としない。未収計上としないためにも、保留レセプト及び返戻保留レセプトを減らす努力をしている。
64	79	医療センター	3-(2)-③	監査結果	滞納債権の臨戸徴収の際、時効中断の要件となる延納又は分納の承諾書類を入手していない。	医療センター債権管理規程に基づき第2号様式を使用している。
74	96	障害福祉課	5-(2)-②	監査結果	不納欠損処理の対象となる債権について、不納欠損処理が行われていない。	不能欠損済
75	97	障害福祉課	5-(2)-③	監査結果	心身障害者等住宅整備資金貸付金の延滞利息の調定及び回収が行われていない。	分納誓約等により債権者全員から確実に回収を行っている。よって、遅延利息の調定は発生していない。
76	97	障害福祉課	5-(2)-④	監査結果	収入未済金について、納期限後20日以内に納入義務者に対して督促状を発送していない。	債権管理条例施行規則第5条に基づき納期限後20日以内に督促状の発送を行っている。
83	101	生活支援課	6-(2)-④	監査結果	収入未済金について、納期限後20日以内に納入義務者に対して督促状を発送していない。	平成26年からは、納期限後20日以内に送付するようにしている。
93	117	児童育成課	9-(2)-②	監査結果	児童育成料について、規則に定められた減免の可否決定通知書による通知が行われていない。	平成26年4月より、減免の申請があった者に対して、減免可否決定通知書により通知を行なっている。
94	117	児童育成課	9-(2)-②	監査結果	児童育成料について、同一の世帯が2人以上の児童を入所させる場合、規則に定められた減免申請書による申請が省略されている。	平成19年4月より減免申請書による申請を行なっている。
129	171	住宅政策課	14-(2)-②	監査結果	年4回発送することになっている市営住宅家賃催告状を、年2回の催告書の発送を持って代用している。	船橋市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱を平成18年10月に改正し、同要綱に基づき催告書の発送を行っている。